

連携中枢都市圏について

1 連携中枢都市圏構想

(1) 目的

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える中心都市が近隣の町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。

(2) 制度概要

区分	連携中枢都市圏		
根拠	連携中枢都市圏構想推進要綱		
主な連携中枢都市の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市又は中核市等 ・ 昼夜間人口比率 1 以上 		
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 連携中枢都市宣言 ② 連携協約の締結 ③ 連携中枢都市圏ビジョンの策定 		
連携する取組	<p><u>ア 圏域全体の経済成長のけん引</u> 例：企業誘致による産業振興・雇用確保 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 戦略的な観光振興 等</p> <p><u>イ 高次の都市機能の集積・強化</u> 例：高度な医療サービスの提供 広域的公共交通網の構築 高等教育・研究開発の環境整備 等</p> <p><u>ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u> 例：生活機能の強化（地域医療、福祉、教育、文化 等） 結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、移住定住 等） 圏域マネジメント能力の強化（人材育成、圏域内市町村の職員交流 等）</p>		
財政措置	<p style="text-align: center;">当該ビジョンに基づき実施される取組</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【連携中枢都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税措置(上記ア及びイ) ○ 特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【連携市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円上限 </td> </tr> </table>	<p>【連携中枢都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税措置(上記ア及びイ) ○ 特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限 	<p>【連携市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円上限
<p>【連携中枢都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税措置(上記ア及びイ) ○ 特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限 	<p>【連携市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円上限 		

※令和 5 年 4 月 1 日現在、40 市（38 圏域）が連携中枢都市圏を形成。

2 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏

鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町では、平成 23 年度から国の定住自立圏構想を推進し、産業、農業、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めてきた。この連携をより発展させるために、平成 30 年 4 月の鳥取市の中核市移行と合わせ、連携中枢都市圏を形成した。

令和 2 年 3 月には、兵庫県香美町が参画し、「麒麟のまち」圏域全体の活性化・持続的発展を目指して取組を進めている。

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

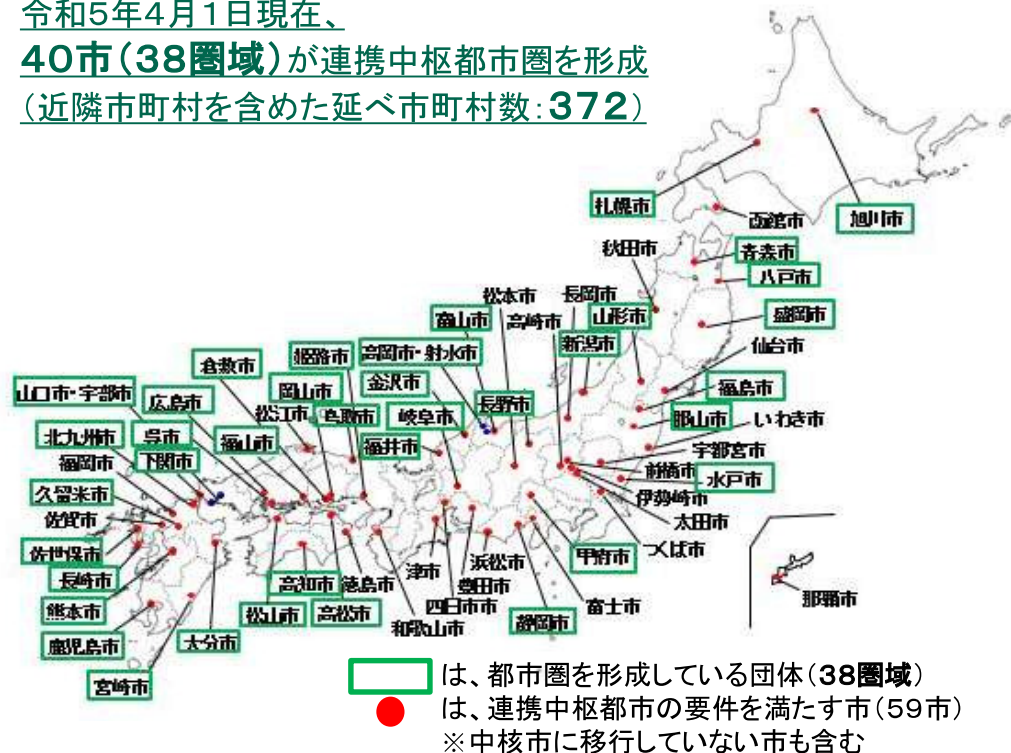
連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和5年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:**372**)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。